

令和4年1月27日  
令和4年1月31日一部変更  
令和4年2月4日一部変更

保護者の皆さま

四日市市 こども未来部

保育園等園内の新型コロナウイルス感染防止のためお願い

（「お子さんの同居家族が感染して、お子さんが濃厚接触者となった  
場合の待機期間」等の取扱いを変更 ※裏面の網掛け箇所が変更）

日頃は、本市の就学前教育・保育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、感染力が強いといわれるオミクロン株により、急激に感染者数が増加し、三重県でも1月21日から2月13日までの期間、まん延防止等重点措置が適用される中、家庭内感染による園児や職員の感染により、保育園等の一時的な休園を余儀なくされたケースが相次いでいます。

保育園等におきましては、新型コロナウイルス感染症の対策として、施設内の換気や消毒、園児のこまめな手洗いの励行など、引き続き感染防止対策に努めながら日々の保育を実施してまいります。保護者の皆様におかれましても、下記の点について特にご留意いただくとともに、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**次の場合には、2次感染を防止するため、必ず園に連絡してください。**

- お子さんまたは同居家族の方が**検査を受けることになった**とき
- 同居家族の方が**濃厚接触者**になったとき
- お子さんが**濃厚接触者**になったとき
- お子さんまたは同居家族の方が**陽性**になったとき

お子さんまたは同居家族の方に、**発熱や風邪症状**があるときは、  
**登園を控えていただきますようお願い**します。

園内での感染拡大のリスクを縮減するため、保護者の皆さまにおかれましては、  
送迎の際、**園内での滞在時間を極力減らしていただく**などのご協力をお願いします。

感染者やその家族等への誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対にあってはなりません。誰もが感染するリスクがあることを理解し、お互いを思いやる気持ちを持って、**冷静な対応**をお願いします。

なお、裏面の「新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応例について」も参考にご覧ください。

<事務担当 こども未来部保育幼稚園課 電話 059-354-8087>

## 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応例について

事 例	園 の 対 応
<b>①お子さんが新型コロナウイルスに感染した</b>  → 調査の結果、【「園内での感染拡大が見られない」と判断された場合】  → 調査の結果、【「園内での感染拡大の恐れがある」と判断された場合】	○病院や保健所の指示があるまで出席停止とします。 ○休園が必要と判断した場合、園を最大3日程度の臨時休園とします。 （その間に消毒作業、濃厚接触者についての調査を行います。）  ○園を再開します。  ○一定の期間（最大7日間程度）、臨時休園を延長します。
<b>②お子さんが園で濃厚接触者となった</b>  → 【検査結果が陰性の場合】  → 【検査結果が陽性の場合】	＊保健所の指示に従ってください。（PCR検査等） ○お子さんの検査の結果がわかるまで、同居するきょうだい（園に在籍）のお子さんの自宅待機を依頼します。（その場合は、出席停止扱いとなります。）  ○お子さんが濃厚接触者の場合：感染者と最後に濃厚接触をした日から7日間を出席停止とします。 ○同居するきょうだい（園に在籍）は、登園できます。  ※「 <b>①お子さんが新型コロナウイルスに感染した</b> 」と同様です。
<b>③お子さんの同居家族が感染して、お子さんが濃厚接触者となった</b>  → 【お子さんに症状がある場合】  → 【お子さんに症状がない場合】	○濃厚接触者となったお子さんの症状の有無によって、以下の対応となります。  ○医療機関に電話して検査の必要性などを相談します。検査を受けた場合で、その結果が陽性の場合には、「 <b>①お子さんが新型コロナウイルスに感染した</b> 」場合と同様です。 陰性の場合には、「感染した同居家族の発症日」または「感染した同居家族の発症等により住居内で感染対策 <sup>※1</sup> を講じた日」のいずれか遅い日の翌日から7日間を出席停止とします。  【※1…ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策をいう。】  ○同居家族の「感染した同居家族の発症日」または「感染した同居家族の発症等により住居内で感染対策 <sup>※2</sup> を講じた日」のいずれか遅い日の翌日から7日間を出席停止とします。  【※2…ここで言う感染対策は、上段の※1と同じ。】
<b>④お子さんの同居家族が濃厚接触者となった</b>  → 【同居家族の方に症状がある場合】  → 【同居家族の方に症状がない場合】	○濃厚接触者となった同居家族の症状の有無によって、以下の対応となります。  ○同居家族の方は医療機関に電話して検査の必要性などを相談します。検査を受けた場合で、その結果が陽性の場合には、「 <b>③お子さんの同居家族が感染して、お子さんが濃厚接触者となった</b> 」場合と同様です。陰性の場合には、お子さんは登園できます。  ○同居家族の方の自宅待機の解除と同時に、お子さんは登園できます。

※園に勤務する職員が感染した場合や濃厚接触者となった

場合の対応についても、同様の対応を行います。

※原則、上表に基づく対応を行います。個々の状況によって変更する場合がありますのでご承知おきください。

### 臨時休園となる場合の基本的な流れ

